## 意見書

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部料金サービス課 御中

> 105-0001


会 長 近籐 邦裙

連絡先
事務局
電話
電子メールアドレス

情報通信行政•郵政行政審議会議事規則第 4 条及び接続に関する議事手続規則第 2 条 の規定により，平成 31 年 3 月 29 日付けで公告された接続約款の変更案等に関し，別紙 のとおり意見を提出します。

| 該当箇所 | 当協会の意見 |
| :---: | :---: |
| 全般 | 固定電話の契約数やトラヒックは横ばいあるいは減少の傾向にありますが，電話サービスや音声系サービス は一般企業やコールセンターなどを中心に一定の強いニーズがあり，今後も日本のみならず世界の経済社会活動全般にとつてなくてはならないものであり続けます。通信ネットワークが I P 網や光ファイバに移行し ていく中において，電話サービスの提供に必要となる相互接続や事業者間調整がより円滑に行われることが重要です。また中小事業者や新規参入者が，音声系サービスへの事業展開が容易になるよう，引き続き公正 な競争環境を確保していただく必要があると考えております。当協会は，接続など事業者間取引に関する制度の運用や見直しの状況など必要な取り組みを学ばせていただきながら，建設的な議論に貢献していきたい と考えております。 |
| 加入光ファイバの利用促進 <br> （平成31年度の加入光ファ イバに係る接続料改定等） | ネットワークの IP 化，サービスの多様化•高度化が進展する中で，加入光ファイバは今後の電話サービス の基盤になります。光ファイバの利用にあたつては，ファイバ区間以外も含め，中小および新規参入の接続事業者にとつては大きな設備投資や運用を伴うものであることから，光ファイバの利活用をより推進するた めに，今後も加入光ファイバの利用料が低廉化され，さらに料金以外の提供条件等についても接続事業者が利用しやすい制度となっていくことを望みます。また，光コラボレーション（卸サービス）はFTTH サービス市場において主要な利用形態となっていることから，加入光ファイバ等の接続と同様に，より公平で，透明性の高い仕組みとしていただき，中小事業者や新規参入者による音声系サービスの展開が容易となるように議論されることを希望いたします。 |
| NGNの利活用促進（QoS） （平成 31 年度の次世代ネッ トワークに係る接続料改定等） | IP ネットワークの特性を活かし，効率的かつ支障なく利用される環境は，日本の通信サービスの発展に不可欠な要素です。特にNGN 上の QoS は，電話（通話）だけでなく様々な通信において活用できるものであり，利用が拡がっていくことも想定されます。今後も一層NGN が利用しやすいものとなっていくために，NGNを利用した音声サービスの提供のあり方等についても議論や必要な取り組みをしていただくことを希望しま す。また，QoS の利用にあたつて，光コラボレーションとの組み合わせが現実的に必須である現状におい |


|  | て，光コラボレーション（卸）と QOS が一体的に，円滑に利用できるよう，議論•検討いただきたいと考えま <br> す。 |
| :--- | :--- |

